

# 地域経済好循環拡大推進会議（全国連絡会）

## < 第一部 >

---

## 地域経済の好循環に向けた総務省地域力創造施策

令和4年1月  
総務省 地域力創造グループ

# ローカル10,000プロジェクト

---

# ローカル10,000プロジェクト

R4予算額(案)  
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

## 事業スキーム

支援対象

### 民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、  
・ 施設整備費  
・ 機械装置費  
・ 備品費

#### 原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

#### 重点支援(嵩上げ)

- ・ 「デジタル技術」 国費10/10
- ・ 「ローカル脱炭素」 国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く)・無保証

自己  
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

## これまでの実績 (438事業、353億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む) (R3年12月末時点))

- ・ 公費交付額 125億円
- ・ 融資額 174億円
- ・ 自己資金等 54億円

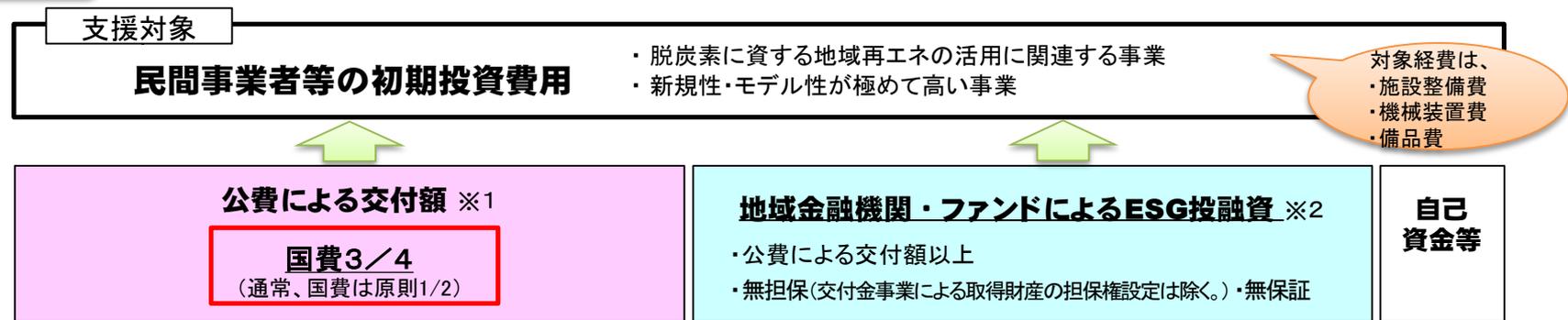
## 重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

- ・地域脱炭素と持続的な地域経済循環に貢献するため、地方自治体、金融機関、企業、エネルギー等の地域の関係者が連携して立ち上げる、地域の資源と資金を活用した脱炭素に向けた取組を資金面から強力に後押し。
- ・このため、地域金融機関等からESG投融資を受ける新規性・モデル性の極めて高い事業について、地域経済循環創造事業交付金で新たに重点支援(国費3/4)。

## 事業スキーム



※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関によるESG融資の他に、ESGをテーマとしたファンドによる出資を受ける事業も対象

## 事業イメージ

(例) 地域のエネルギー会社が設置する小水力発電

- ・設置者 地域のエネルギー会社(自治体、地銀、地元企業等が共同出資)
- ・財源 地銀による融資、グリーンファンドによる出資など
- ・出力 44.5kW(年間約70世帯分)
- ・売電収入 年間800万円
- ・総事業費 約1億円

## 関連事業

「分散型エネルギーインフラプロジェクト」では、下記の取組を支援。

これらと組み合わせて活用することで、総合的に「ローカル脱炭素」の取組を推進。

- 地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定

※原則国費1/2(財政力指数により嵩上げあり)。新規性、モデル性の極めて高い事業計画は国費10/10。

- マスタープラン策定検討等のための外部専門家の招へい

# ローカル10,000プロジェクトの活用事例①

## (1) 遊休施設(古民家等の空き家、空き公用施設、廃校等)の有効活用

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岡山県高梁市 (令和3年度)	古民家を改修し一棟貸しの宿泊施設として運営するとともに、『お試し移住』『お試しサテライト』『ワーケーション』施設としての活用も可能とすることにより、高梁市を移住先候補地としてPR。施設内ではベンガラ染め体験もできる。	25,000千円	25,000千円
北海道鶴居村 (令和3年度)	日本初、廃校となった小学校の体育館を活用したクラフトビールブルワリー。物販や見学スペースも設け、観光客やビール醸造を学びたい人々を受け入れ、交流できる場所とするとともに、地域資源を生かしたクラフトビールを新たな特産品・観光資源として活用。	35,000千円	55,000千円

## (2) 観光拠点・宿泊施設の整備

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
島根県松江市 (平成30年度)	3軒の古民家を、インバウンドや企業・大学の合宿にも対応できる宿泊施設にリノベーションしたほか、既存の宿泊施設に半露天風呂、食事会場である国登録文化財にバーを新設。これらを地元住民の交流の場としても活用。	19,000千円	19,000千円
兵庫県 (令和3年度)	築100年の古民家を改修し、①移住・起業目的の方に安価で長期滞在ができるweeklystay施設 ②丹波焼や丹波布を初めとした地域資源を活用する新規事業者向け工芸品等販売所 ③不動産情報や就労情報の提供をするカフェを整備。	10,000千円	10,000千円

## (3) 地元農林水産物を活用した6次産業化、新商品開発の促進

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岐阜県各務原市 (平成28年度)	市の特産物「にんじん」の農家数が年々減少しており、傷物品や規格外品などの大量廃棄への対応も必要であることから、地元の大学生と共同で和菓子スイーツを開発し、スイーツの販売拠点として新店舗を整備。	25,000千円 (10/10事業)	25,000千円
岡山県新見市 (令和元年度)	廃校施設をリノベーションし、IT技術を活用した温度・湿度・水分管理により通年栽培可能なきくらげ栽培室を整備。黒きくらげのほか、希少性の高い白きくらげを生産。	24,000千円	24,000千円
秋田県 (平成30～令和3年度)	①酒造業の醗酵技術を活かした「粉末商品」の開発、②フリーズドライ加工による即席麺やシーズニング業態等の新業態の商品開発 など、地域の食を活用するための施設や機械の整備を複数の事業で実施	①25,000千円 ②35,000千円	①25,000千円 ②52,500千円

## ローカル10,000プロジェクトの活用事例②

### (4) 伝統工芸品等の再生・伝統技術の継承

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
福岡県芦屋町 (令和2年度)	芦屋町が復興に取り組んでいる茶の湯釜の名品「芦屋釜」。工房・ギャラリーを建設し、「芦屋釜」をはじめとする芦屋鋳物の製作技術の継承を行い、新たなる地域ブランドの創出による地域活性化を図る。	24,999千円	25,000千円
山梨県都留市 (令和3年度)	都留市が発祥とされる郡内織に関わる人材育成から製造、販売を一貫して行える拠点を整備。織物のネット販売、ふるさと納税の返礼品としての出品を通し、ITやデザインに関わる人材なども利用するコワーキングスペースとなる。	11,000千円	11,000千円

### (5) バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岩手県久慈市 (平成27年度)	ICTを活用したハウス内温度、CO2濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入。久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーの熱エネルギーを供給し、安定した菌床しいたけの栽培、環境負荷の低減を図る。	40,000千円	57,505千円
長野県佐久市 (令和2年度)	工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。	4,333千円	4,334千円

### (6) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた設備投資の動き

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
千葉県市原市 (令和2年度)	コロナ禍において密を避けるための旅行スタイルとして注目が高まっているグランピング施設を廃校を活用して整備し、首都圏からのマイクロツーリズム客を取り込む。	25,000千円	50,000千円
福井県敦賀市 (令和3年度)	旧金融機関施設をリノベーションし、コワーキングスペースとゲストハウスが一体となった施設を整備し、テレワーク等の新しい働き方の市内での受け皿として活用。	6,750千円	6,750千円

※ 金額は事業実績(見込み含む)

## 「歴史的町並み保存地区の空き家古民家活用による地域経済活性化事業」

### 【事業背景】

- 人口減少や少子高齢化・空き家の増加に直面しており、かつての活気が急速に失われつつある。
- 城下町の風情が色濃く残るエリアにおいても歴史的建造物が空き家となっており、景観の維持にも支障が生じるリスクが高まっている。
- 人口減少や高齢化がさらに加速化する悪循環に陥り、地域の活力が失われていくことが懸念されている。

### 【事業実施者】 備中松山社中 合同会社

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：  
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：16,666千円  
地方費：8,334千円）
- 中国銀行による融資：25,000千円

### 【取組内容】

- 城下町の観光中心エリアで空き家となっていた歴史的な古民家を魅力的な宿泊施設として再生し、城下町の佇まいの保存と継承を図りながら、観光振興や交流人口の拡大を図る。
- 本宿泊施設を『お試し移住』『お試しサテライト』『ワーケーション』施設として一棟貸しをすることによって、高梁市を移住先候補地としてPRする。
- 宿泊施設の一部店舗では、「ジャパンレッド」のベンガラ染め体験やオリジナル製品（クラフトビールなど）の購入もできる観光拠点とする。

### 【地域への貢献】

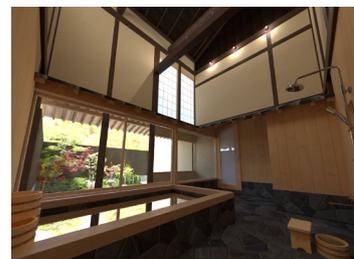
- 宿泊型観光客の増加
- 観光資源を新たな交流拠点として機能させ、関係人口・交流人口の増加に寄与し、経済的に波及効果をもたらす。
- 観光資源の掘り起こしとネットワーク化が図られ、にぎわい創出に繋がる。
- 移住定住の促進



改修対象施設



改修後イメージ



## 「鶴居村クラフトブルワリー事業」

### 【事業背景】

- 酪農業が主産業で、製造業は村営チーズ工場など零細なものに止まっており、様々な職種をカバーする雇用の受け皿が不足している。
- 人口減少、少子高齢化の進展により、中心市街地の店舗が減少。街の賑わいが減退し、隣接都市へ日用品の購買や飲食の流失により、地域経済が循環していない。
- クラフトビールのブームにより、全国に数多くのブルワリーが誕生しているが、ビール醸造を学ぶ場所がなく醸造技術を持つ人材が不足している。

### 【事業実施者】 株式会社 Knot

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：  
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：26,250千円  
地方費：8,750千円）
- 釧路信用金庫による融資：30,000千円
- 釧路信用組合による融資：25,000千円

### 【取組内容】

- 民間企業を誘致し、人口減少に伴い廃校となった小学校の体育館内にクラフトブルワリーを整備する。
- ブルワリーには物販や見学スペースを設け、観光客やビール醸造を学びたい人々を受け入れ、人々が交流できる場所とする。
- クラフトビールを地域資源である清らかな水やブドウなどを利用して醸造し、新たな特産品・観光資源として活用する。



旧茂雪裡小学校



体育館



ブルワリーイメージ

### 【地域への貢献】

- 地元に新たな職業の選択肢と雇用の受け皿が創出される。
- ビール醸造を学びに訪れる者の人流の発生で関係人口が増加、観光資源を楽しむ人々で交流人口が増加、工場への雇用により定住人口が増加するなど新たな交流により街の賑わいが創出される。
- 地域消費が高まり、地域経済が循環される。

## 「歴史文化の港町・美保関の古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業」

### 【事業背景】

- 海運・観光の拠点として繁栄した美保関は人口減少、高齢化、旅行形態の変化等により当時の賑わいが失われた。
- 歴史的建造物や神話などの魅力的な観光資源を有するが、観光客が伸び悩んでいる。
- 地域に空き家となった古民家が点在している。

### 【事業実施者】 美保館

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：19,000千円
- 山陰合同銀行による融資額：19,000千円

### 【取組内容】

#### ○観光拠点整備

- ・3軒の古民家を、インバウンドや企業・大学の合宿にも対応できる宿泊施設にリノベーション。
- ・また、既存の宿泊施設に半露天風呂、宴会や朝食会場として利用する国登録文化財に夜の交流の場となるバーを新設。

#### ○観光拠点活用

- ・これらの施設を「交流の場」「観光情報発信の場」「地元住民の発表の場（民謡、ジャズ、アート）」などとして活用

### 【地域への貢献】

- 施設の一棟貸の需要増や修学旅行の受入れを行うことで、周辺観光地への誘導がなされ、地域への観光客増・観光消費額の増に繋がっている。
- 交流の場を設けることで、地元住民と観光客の交流が生まれ、賑わいが創出されている。
- 歴史的建造物・古民家を活用し、空き家の解消、歴史的建造物群が廃れるのを防いでいる。



## 「古民家再生【community&weeklystay&crafts】

- 丹波を中心とした兵庫県の人・モノづくりのための定住・育成・販路開拓時業 -」

### 【事業背景】

- 丹波地域は、阪神間からのアクセスが良く、移住ニーズの高まりが見られる。
- 就業や地域コミュニティへの参加など、移住し、地域で生活していくためのスキル習得のための長期滞在に、費用がかさむ。
- 丹波焼や丹波布など、地域の伝統的な文化的資源を活かしたもののづくりの後継者が不足している。

### 【事業実施者】 株式会社小谷木材店

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：  
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：5,000千円  
地方費：5,000千円）
- 中兵庫信用金庫による融資：10,000千円

### 【取組内容】

- 古民家を改修し、移住・起業目的の方に安価で長期滞在ができるWEEKLYSTAYの場を提供
- 同施設内に不動産・就労情報の提供や地域住民と移住希望者の交流の場となるカフェスペースを整備し、地域農産品を利用したスイーツ等を提供
- 若者のものづくりの担い手育成を目的に、同施設内に新規事業者のための工芸品・農産加工品の販売所を整備



移住希望者の交流イメージ



地域農産品を利用した  
カフェイメージ



伝統的なものづくりイメージ(丹波焼・丹波布)

### 【地域への貢献】

- 丹波地域へのスムーズな移住が可能となる。
- ものづくりの後継者の育成が進み、丹波焼や丹波布といった伝統的な文化的資源を守ることができる。
- 空き家の活用及び地元雇用の機会の増加

### 【事業背景】

- 現状の人口に対し、将来の人口は減っていく推計が出ている。
- ニンジン、市の野菜生産販売額の7割を占める特産物でありながら、生産農家が年々減少している。
- 出荷の出来ない傷物品や不形成な規格品外などは大量廃棄されており、対処する必要がある。

【事業実施者】 アダチ製菓株式会社（採択当時：足立産業株式会社）

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：25,000千円
- 十六銀行による融資：25,000千円

### 【取組内容】

- 販売店舗を整備設置し、各務原ニンジンを使った、地元大学生と共同で開発するコラボ商品を販売する拠点とする。
- 岐阜大学と「共同研究契約」を締結。和菓子スイーツ開発のほか、店舗内装や商品のレイアウト、ロゴ作成やSNSを利用したプロモーションなど事業展開に大学生の意見を活用。
- 食品安全管理に関する規格や認証の仕組みを構築するため、県HACCP導入施設としての認定を取得。

### 【地域への貢献】

- “和菓子スイーツ”という新たな地域名産品の創出
- ニンジン特産地としての認知度の向上
- 事業に大学生を巻き込む仕掛けができ、地域への愛着やプライドが育まれ、地域への定着が促進される。



各務原ニンジン



各務原ニンジンを使用した大福



店舗外観

## 「IT×森林×廃校 環境管理型きくらげ生産事業」

### 【事業背景】

- 若者の都市部への流出が続いており、全国水準を上回る人口減少が進んでいる。
- 豊富な森林資源があるが、活用がされておらず、地域活性化を進める中で活用を模索する必要がある。
- 少子化の進行を背景に、利用されなくなった校舎等など、多数の遊休資産を有しており、取壊しなども検討しているが、費用負担が大きく、活用の促進を検討する必要がある。

### 【事業実施者】 新見ファーム合同会社

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
  - 国費（地域経済循環創造事業交付金）：16,000千円
  - 地方費：8,000千円
- トマト銀行による融資：12,000千円
- 備北信用金庫による融資：12,000千円

### 【取組内容】

- 廃校となった遊休資産を改修整備し、IT技術を活用したきくらげの生産事業を実施
- コンピューター制御により温度・湿度・水分管理が可能な栽培室を設け、黒きくらげ、白きくらげの通年菌床栽培を行う。
- 生産したきくらげは、個人消費者や外食産業事業者へ生食用として販売するほか、乾燥加工し、外食産業事業者、食品加工事業者等へ販売する。



栽培イメージ



活用した遊休資産



コンピューター制御による管理の様子

### 【地域への貢献】

- 地元に生物生産の知識を学ぶ県立高校があり、地元高校生の職業選択肢の1つになる。
- 木材資源の利用拡大につながり、林業の収益性向上に資する。
- 体力的負担が少ない作業が中心で、体力的に不安がある方の雇用に寄与する。
- 遊休資産の有効利用

「あきた食品産業活性化モデル育成事業（フリーズドライ加工設備の拠点整備事業）」

【事業背景】

- 本県の食品製造業は、小規模事業者主体の構造であり、個社での事業規模の拡大が困難。
- 県内は、小規模事業者のほとんどが、製造ロットが小さく、食品加工を県外へ外注しており、付加価値が流出している。
- フリーズドライ加工は、軽量で賞味期限が長いこと、大消費地から遠いことがネックとなる本県食品事業者には、関心が高いものである。

【事業実施者】 株式会社ヤマダフーズ

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：  
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：17,500千円  
地方費 17,500円）
- 秋田銀行による融資：52,500千円



【取組内容】

- 納豆商品のフリーズドライ加工による即席麺やシーズニング業態等の新業態の商品開発、販路開拓
- 県内事業者のフリーズドライ加工を受託し、付加価値の県外流出を抑え、県内事業者の二次商品化を推進
- モデル企業のフリーズドライ商品の素材供給やフリーズドライ加工の受託により県内事業者が二次商品化



FD納豆を活用した商品例



FD納豆



県内事業者のFD商品  
(現在は、県外へ製造委託)



【地域への貢献】

- フリーズドライ商品の地元利用（県内事業者の二次商品化）
- 県内事業者の商品加工を受託（フリーズドライ加工の受け皿）
- 内製化で新たな業態への事業拡大・雇用の拡大
- 県内で受託加工を完結できるようになり、付加価値の県外流出を抑制できるようになる。

## 「茶の湯釜の名品、芦屋釜の復興と地域ブランド創出事業」

### 【事業背景】

- 交通や土地の問題等から、地域に主要な産業が無く、産業を創出・誘致・育成することが長年の課題。
- 約400年前に製作が途絶えた芦屋釜について、平成元年のふるさと創生事業を契機に町がその復興を計画。
- 平成7年に「芦屋釜の里」を開園し、芦屋釜の技術復元と鋳物師の養成に取り組む。長期の取組みで、現代の芦屋釜が生み出されるようになった。

### 【事業実施者】 八木鋳金

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：

国費（地域経済循環創造事業交付金）：16,666千円

地方費 8,333千円

- 遠賀信用金庫による融資：25,000千円

### 【取組内容】

- 芦屋鋳物を製作する工房及びギャラリーを建設し、地域資源を活かした産業振興及び雇用の創出を図るとともに、次世代に製作技術を継承する。
- 芦屋釜、芦屋鋳物（釜以外の茶道具及び生活用具等）を製作・販売する。
- 大型の電気炉や多種の研磨機を導入することで、製作工程の短縮が可能となり、年間製作個数を向上させる。



芦屋釜



香合



タンブラー・酒器

### 【地域への貢献】

- 芦屋釜をはじめとする鋳物製作技術の継承
- 新たな地域ブランドの創出による地域活性化
- 地域住民の郷土への誇りと愛着を醸成

## 「富士の麓の小さな城下町都留市・織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト」

### 【事業背景】

- 都留市は、城下町で、織物業を主産業として栄えていたが、織物業から他産業への業態転換が進み、残った織物事業者も後継者不足となっている。
- 織物製品を完成させるために作業の一部を市外に委託するなど、市内で完結した織物製品づくりができていない。
- 市内で製作された製造品によるふるさと納税の寄付増額が課題。

### 【事業実施者】 一般社団法人まちのtoolbox

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
  - 国費（地域経済循環創造事業交付金）：7,333千円
  - 地方費：3,667千円
- 山梨県民信用組合による融資：11,000千円

### 【取組内容】

- 古民家を改修し、都留市が発祥とされる郡内織に関わる人材育成から製造、販売を一貫して行える拠点を整備する。
- 製造した製品については、本拠点及びウェブでの販売のほか、ふるさと納税の返礼品として活用。
- 本施設は、織物のネット販売、ふるさと納税の返礼品としての出品を通し、ITに関わる人材、デザインに関わる人材、デジタルマーケティングに関わる人材なども利用するコワーキングスペースとなる



郡内織の傘



傘づくり教室の様子



都留市ふるさと納税特設ページ

### 【地域への貢献】

- 後継者不足に悩んでいる織物業の担い手の創出。
- 織物産業の復興に繋がり、織物産業に関わる雇用の創出。
- 製品を通して、郡内織、都留市が認知され、地域の魅力発信、ブランディングに繋がる。
- 産業が活発になり、市内の経済活性化に繋がる。

### 【事業背景】

- 地球温暖化により、猛暑が続くようになり、品質・収穫に与える影響が大きくなったため、断熱対策だけでなく、冷房設備の導入が必要
- ハウス内CO<sub>2</sub>濃度の調整について、生産者の経験と勘により換気調整を行っていたが、生産量が安定せず、作業環境にも影響が出る。
- 東日本大震災の影響で、設備倒壊等による生産不能、福島第一原発の事故による風評被害による価格の下落が見られる。

### 【事業実施者】 有限会社 越戸きのご園

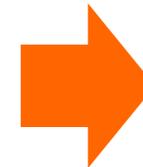
### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 国費（地域経済循環創造事業交付金）：40,000千円
- みちのく銀行による融資：57,505千円



### 【取組内容】

- ICTを活用したハウス内温度、湿度、CO<sub>2</sub>濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入し、全国に例のない菌床しいたけ栽培技術確立するとともに、地域生産者への普及、しいたけの一大産地化を図る。
- 久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーによる熱供給を受けることにより、化石燃料価格の変動に左右されない安定した経営と環境負荷の低減、エネルギーの地産地消による地域経済循環システム構築の実現を図る。



### 【地域への貢献】

- 菌床しいたけの生産量増加と安定供給
- 久慈地域のしいたけブランド力の向上
- 新規雇用の創出
- 木質バイオマスエネルギーの導入による未利用材の活用



導入したハウス



菌床しいたけ生産の様子①



菌床しいたけ生産の様子②

# ローカル10,000プロジェクト 長野県佐久市 「循環型醸造事業～Ferment Base」

令和2年度採択

## 【事業背景】

- 事業実施地は、「どぶろく特区」の認定を受けているが、人口流出、少子高齢化、地域産業の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等集落維持に影響が出始めており、著しく過疎化が進んでいる。
- プラスチックゴミによる生態系への影響が問題視され、環境保全に対する意識が高まっている。
- 酒類はクラフト志向になり、また、海外で日本酒の人気が高まっている。

【事業実施者】 Brewing Farmers&Company合同会社

## 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：  
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：2,166千円  
地方費 2,167千円）
- 長野県信用組合による融資：4,334千円

## 【取組内容】

- 工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。
- 薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。山林保全から水源維持、豊かな土壌に繋げ、良質な米の生産へと環境循環の仕組みを作る。
- 空き店舗を活用して、どぶろくの提供場及びコミュニティスペースとして農家レストランを開業



薪ボイラー



環境保全型農業のイメージ



どぶろく

## 【地域への貢献】

- 「どぶろく」という新たな農産物のブランド化
- 雇用の創出と経済波及効果を生み出す。
- 環境保全型農業を促進させると共に、農家取得の向上
- 交流人口の創出、移住者の増加により過疎解消へ繋げる。

## 「市原市旧高滝小学校を活用した地域活性化プロジェクト」

### 【事業背景と課題】

- 市原市は進学・就職・結婚を機とした若者・女性の域外流出が多く、特に自然豊かな南部地域の人口減少・少子高齢化が顕著。
- 観光入込客数362万人に対し宿泊者数数は30万人。滞在時間の延伸による交流人口の拡大を進める必要がある。
- 地域に雇用を生み出し移住・定住につながる環境づくりが必要。
- アフターコロナを見据え新しい生活様式に沿って持続的な集客につながる核となる観光コンテンツの開発が必要。

### 【事業実施者】 株式会社HAMIRU

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：  
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：12,500千円  
地方費：12,500千円）
- 千葉銀行による融資：50,000千円

### 【取組内容】

- 廃校となった高滝湖畔にある旧高滝小学校をリニューアルし、里山の特性を活かしたグランピング施設として、多様な関係者のコミュニティを創造することができる地域未来創造拠点を創り出す。
- 市原市の地域食材を活用したバーベキューやマルシェの開催。
- 地域の特性を活かした洋菓子の開発、製造、販売を行う。
- 地域の事業者と連携した体験型観光を実施。

### 【地域への貢献】

- 市原市の課題である宿泊機能が強化され、新たな観光需要の喚起につながる。
- 生産者と消費者をつなぐコミュニティの場となり、経済効果を創出し地域の持続性を高める。
- 子育て世代の女性などの雇用を創出し、定住化を促進する。
- 様々な情報の発信拠点となり、交流人口・関係人口の拡大を推進する。
- 公共資産を公民連携により活用し、地域活性化に寄与する。



改修前の旧高滝小学校



グランピング場イメージ



近隣の農園と連携した野菜収穫体験

## 「遊休不動産を活用したワーケーション施設整備事業」

### 【事業背景】

- 北陸新幹線の敦賀駅開業を控え、中心市街地における空き家・空き店舗の新しい活用方法の確立
- 市内で不足している、近年拡大する多様な働き方・宿泊ニーズに対応可能な施設の設立
- 既存の人材育成事業をきっかけとして市民によって設立された法人が行う新たな視点での活用

【事業実施者】 合同会社 FUJIONE (フジオネ)

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：  
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：3,375千円  
地方費：3,375千円）
- 敦賀信用金庫による融資：6,750千円

### 【取組内容】

- 中心市街地内の旧金融機関施設をリノベーションし、コワーキングスペースとゲストハウスが一体となった施設を整備
- ビジネスや宿泊以外の利用機会創出のため、地元住民の「学びの場」「交流の場」としても開放
- 市民の生活圈、商業集積地、市内のまちづくりプレイヤーが集まる中心市街地という立地を活かし、人・仕事・考え方の交流拠点を担い、新たなビジネスや価値観を創出し発信していく

### 【地域への貢献】

- 交流人口の増加及び周辺商業店舗での消費増加、遊休不動産活用による景観の向上
- テレワーク等の新しい働き方の市内での受け皿と普及拠点
- 交流をきっかけとした新規ビジネスの創出による雇用・産業の多様化



外 観



コワーキングスペースイメージ



ゲストハウスイメージ

## 「花と緑のまちづくりによる地域内好循環創造事業」

### 【事業背景】

- 約20年にわたり、大規模花き栽培事業を行ってきた企業が撤退し、地域経済への影響や雇用機会喪失への対策が急務となった。
- 村において、土地や建物を取得し、大規模花き栽培事業の承継企業を誘致。
- 第1次産業が急速に減少し、第2次産業と第3次産業が占める割合が極めて高くなり、産業の厚みが失われつつある。

### 【事業実施者】 株式会社あおもり花工房

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
  - 国費（地域経済循環創造事業交付金）：6,877千円
  - 地方費：6,878千円
- 青森銀行による融資額：13,755千円

### 【取組内容】

- アジア最大規模の花き栽培温室を活用した大規模花き栽培事業再生に向け、新商品の商品力向上と安定生産のため、装置及び作業場を整備するとともに、安定運用に向け、電気設備の更新を実施。
- 文化・芸術・環境・観光・安全・福祉・教育等の各分野と連携し、「家族・地域の絆づくり」「環境意識の向上」「地産地消による経済循環」などの社会・環境・経済の3側面を繋ぐ統合的な取組を行い、地域が誇れる花がもたらす持続可能で豊かな暮らしを実現する。



エアローズ



切り花



花き栽培温室

### 【地域への貢献】

- 地元花きのブランド化・地域ブランディング
- シビックプライドの醸成
- 産業の厚みと雇用の維持
- 所得の流出の抑制と地域経済の好循環の創出

## 「ヒエヌカオイル製造及び関連製品開発連携事業」

### 【事業背景】

- 雑穀生産者の高齢化や収益性の低さ等による栽培面積、生産量の減少が課題となっている。
- 製品製造の課程で発生するヌカは一部飼料としての利用はあるが、その他は廃棄され、有効活用されていない。
- ヒエヌカから抽出したオイルには抗酸化成分が含まれていることが明らかとなった。

【事業実施者】 (株) JAグリーンサービス花巻 プロ農夢花巻事業本部

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：  
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：3,199千円  
地方費：1,600千円）
- 花巻農業協同組合による融資：4,799千円

### 【取組内容】

- ヒエヌカを圧搾抽出、精製、濾過し、「ヒエヌカオイル」として製造販売するため、搾油機など機材を整備する。
- 搾油後、速やかに精製して、遮光性保存瓶「ガロン瓶」に詰めて保管、出荷する。
- 化粧品・スキンケア分野での新たな素材としてヒエヌカオイルを出荷することによって、雑穀に付加価値や新しいイメージを加え、新しい雑穀ファンを獲得する。

### 【地域への貢献】

- 雑穀生産者の所得向上と経営安定化
- 雑穀生産の安定と消費者・実需者への安定供給
- 雑穀産地ブランド力の向上と産業振興



ヒエヌカ



搾油



精製



濾過



ヒエヌカオイル販売

# ローカル10,000プロジェクト 長野県佐久市

令和3年度採択

「生産性の向上や、農業技術の継承・発展等に繋げるためのデジタル技術を駆使した新しい観光農園の体現」

## 【事業背景】

- 平成9年の182万人を境に、佐久市の観光旅行者の入れ込み数が年々減少し、近年は横ばい傾向にある。
- 佐久市には、自然資源が豊富であるものの、知名度やブランド力が低く、目玉となる観光施設が無く、体験型・着地型観光の充実が必要
- 総務省のデータによると新規就農者は4年で35%が離農している。

## 【事業実施者】 株式会社井上寅雄農園

## 【自治体・金融機関の支援内容】

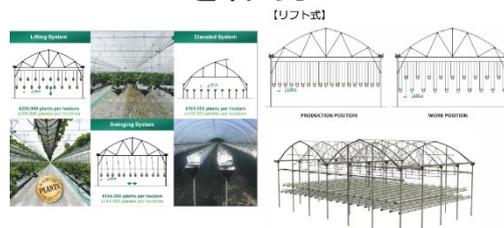
- 公費による交付額：  
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：20,930千円  
地方費 20,930千円）
- 八十二銀行による融資：83,726千円

## 【取組内容】

- 佐久市唯一の観光イチゴ園の設立により、日帰りで気軽に体験できるイチゴ狩り施設を整備、拡充する。
- ヨーロッパ製の最新鋭のリフト式ハウス設備を取り入れ、温度管理・灌水・日照時間の管理など、イチゴの生育過程においてデジタル技術を全面的に活用し、24時間体制の環境制御を行う。
- 全国のプロの農家などからチャットやビデオ通話で農業指導が受けられる「アグティー」を開発、最新鋭の設備とICTで農業のデジタルトランスフォーメーションを体現



イチゴ狩りの様子



導入ハウス図面



アグティーのイメージ

## 【地域への貢献】

- 佐久市の新たな観光地の創出
- 地域農業後継者の育成
- 地元企業との取引による地域経済の発展
- 雇用による農業人口の増加

# ローカル10,000プロジェクト 岐阜県各務原市

令和3年度採択

「生きがい創出のための「各務原ハーブ」栽培と、農業加工場の活用による、地域経済の発展及び健康寿命増進事業」

## 【事業背景】

- 元気な高齢者が就労を希望しても、1割程しか常勤の仕事に就くことができていない。
- 地方の主な移動手段は自家用車で、高齢化による免許返納に対する移動手段が不足し、地域乗り合い事業の活性化の必要がある。
- 高齢化に伴う健康保険費用額の増加により、若者世代への教育投資財源などの圧迫が懸念される。

【事業実施者】 株式会社日本温浴研究所

【自治体・金融機関の支援内容】

○公費による交付額：

（国費（地域経済循環創造事業交付金）：12,500千円

地方費：12,500千円

○東濃信用金庫による融資：25,000千円

## 【取組内容】

- ハウスを整備し、ハーブを栽培する。高齢者によるボランティアなどが栽培から収穫まで行う。
- ハウスへは、市が運営する乗合送迎サービス「チョイソコ」を活用することで、移動手段がネックとなる高齢者等も参加可能。
- 収穫したハーブを浴剤原料に加工する加工場を整備
- ボランティアは、作業後は温浴施設に無料で入浴することが可能で、これらのことからコミュニティに参画することとなる。

## 【地域への貢献】

- 高齢者等がより積極的に参加することで、健康寿命増進の効果が図られ、医療費の抑制に繋がる。
- 高齢者の生きがいとやりがいの創出に繋がる。
- 消費の拡大や収入増加、雇用増加に繋がる。



ハウスのイメージ



加工場のイメージ



ハーブのイメージ



入浴剤のイメージ



「栗の鬼皮を活用した地域と社会を元気にする「6次化とSDGs」プロジェクト事業」

【事業背景】

- 人口減少に歯止めがかからず、高齢化率も年々増加。
- 中山間地域での農業が産業として成り立ちにくいことから、担い手不足となり、農業従事者の高齢化、離農者の増加、耕作放棄地の増加が加速している。
- ブランド化に成功している「恵那栗」や「夏秋トマト」の生産をはじめとして、基幹産業である農業の衰退が懸念されている。

【事業実施者】 株式会社 恵那川上屋

【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
  - （国費（地域経済循環創造事業交付金）：21,333千円
  - 地方費：10,667千円
- 十六銀行による融資：48,000千円

【取組内容】

○残渣を活用し、環境に配慮したSDGsを目指す循環型農業の実現

- ・年間40t廃棄される栗の鬼皮(残渣)を活用し、機能性栗加工食品分野への展開を図ることで更なる付加価値の向上と農業所得への還元。

○適温調理機器の導入による地元野菜の高栄養維持食材の提供

- ・地元で採れた野菜等の旨味及び効能を引き出す最適な温度帯で加工調理を行い、介護食・医療食へ展開し、農業経営の安定的な収益基盤を形成。



粉末化機器と粉末化した栗の鬼皮



栗の鬼皮粉末を使用した機能性食品の開発(イメージ)



取り組みイメージ

【地域への貢献】

- 農業を核とした地域経済の活性化
- 地域農産物の更なるブランド化（高付加価値の向上）による農業所得の向上
- 循環型農業による持続可能な社会の構築

『新規就農者の増加、耕作放棄地解消への期待』

## 「天竜ファミリータウン再生による中山間地域活性化事業」

### 【事業背景】

- 施設が存する地域は、地域の玄関口として役割を果たしていたが、少子高齢化や人口流出により、高齢化率が45%に達し、過疎化が急速に進んでいる。
- 商店やスーパーの撤退・廃業が進み、買い物難民の増加が地域課題として顕在化
- 人が集まる機会や場所の喪失により、地域コミュニティが衰退し、生活の孤立化が進行している。

### 【事業実施者】 きこころ企業組合

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
  - 国費（地域経済循環創造事業交付金）：10,000千円
  - 地方費：10,000千円
- 静岡銀行による融資：10,000千円
- 浜松磐田信用金庫による融資：10,000千円

### 【取組内容】

- 地元商業施設跡地である「天竜ファミリータウン」を再生し、有機的な価値を創造する共創型の商業施設を整備し、立ち上げる。
- 同施設において、マルシェ事業として地元の農産物や水産物を販売し、地域住民の買い物需要に応えるとともに、イベント事業を実施し、地域コミュニティの場を形成する。
- 買物支援トラックを整備し、移動販売事業を実施し、高齢化集落の多い中山間地域において買い物ができる豊かな生活を維持し、買い物難民を解消する。

### 【地域への貢献】

- 買い物難民者の生活支援やコミュニティの場の提供
- 地元の農・漁業者を下支えし、農・漁業者の生活確保、後継者の育成に繋がる。
- 文化的なイベントの開催が頻繁に行われ、地域の文化的生活の質の向上に繋がる。



天竜ファミリータウン(改修前)



改修後外観イメージ



マルシェイメージ

## 「100%淡路島産オリーブオイルの6次産業化から、耕作放棄地の再生や地域農地の活性化事業」

### 【事業背景】

- 農業が、第1次産業の基幹となっているが、働く世代の都市部への流出が防げず、就農者の高齢化も重なり、地場産業の衰退との負の連鎖が続いている。
- 耕作地が放棄され、雑木が繁茂しており、本来の生産性はもとより、景観・環境上の支障が生じている。
- 未管理の水利施設による災害発生が懸念されている。

### 【事業実施者】 農業生産法人株式会社ハーベストファーム

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：
  - （国費（地域経済循環創造事業交付金）：6,666千円）
  - （地方費：3,334千円）
- 関西みらい銀行による融資：12,000千円

### 【取組内容】

- オリーブを用いて、原材料栽培からオイル製造販売までの6次産業化を図るため、搾油施設の整備を行う。
- 収穫から搾油までの時間が短いほど、良いオイルが生まれることから、農園内に搾油施設を完備し、これ以上ないフレッシュなオリーブオイルの製造が可能
- オリーブ園内の散策、収穫体験から搾油体験、オイルのテイastingや苗木の種付けなど“五感”で楽しむ体験型観光の受け入れを行う。



施設整備地からの眺望



現状のオリーブ畑



搾油施設

### 【地域への貢献】

- 地域営農者の副収入、新規就農の参入の勧誘に繋がる。
- 耕作放棄地が解消され、景観が改善されるとともに、災害の未然防止にも繋がる。
- 島内に人を呼び込む拠点となり、周遊観光の発展に繋がる。
- 多彩な雇用形態の提供に繋がる。

## 「知夫里島地域商業賑わい創出事業」

### 【事業背景】

- 離島地域における過疎高齢化と担い手不足の深刻化に伴い、事業縮小、廃業等による地域の商機能の低下が懸念される。
- 生活サービスの維持や「小さな拠点」形成、地域ビジネスの維持などが地域の公共的な課題
- 現状のままでは、生活基盤が毀損されてしまうため、商いと賑わい再生のためには、時代とニーズに応えた店舗近代化と経営刷新が重要

### 【事業実施者】 西谷商店

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：  
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：11,175千円  
地方費：3,725千円）
- 山陰合同銀行による融資：16,000千円

### 【取組内容】

- 専門家による導線設計を踏まえての必要な設備導入と施設改修を行い、プラノグラフやインスタ・マーチャンドアイジング等現在の経営手法を取り入れる。
- 高齢者等に配慮した休憩スペースを設けるなどコミュニティ機能を創出。
- 衛生設備を設け、地元産の鮮魚介類の取扱いや惣菜加工を可能にする。

### 【地域への貢献】

- 高齢者等地域住民の日常生活の買い物利便と暮らしの安心が確保される。
- 関連する他産業に経済好循環が創出される。
- 地元雇用の受け皿となる。
- 商業の衰退防止や島外への人口流出の防止、観光や基幹産業の維持に繋がる。



新店舗レイアウト



店舗内部



店舗外観

## 「太良町のソウルフードである豚肉を利用した町の活性化事業」

### 【事業背景】

- 全国有数の人口減少率であり、若者の流出、雇用の場が少ないこと、主力産業である第一次産業が高齢化しているなどの課題がある。
- 温暖化等の気象変化により収穫量が減少傾向にあり、「竹崎カニ」、「竹崎カキ」、「太良みかん」等の特産品が衰退している。
- 観光地では、長時間滞在できる場所が少なく、近隣市町に宿泊客が流れる傾向にある。

### 【事業実施者】 有限会社田嶋畜産

### 【自治体・金融機関の支援内容】

- 公費による交付額：  
（国費（地域経済循環創造事業交付金）：33,333千円  
地方費：16,667千円）
- 佐賀西信用組合による融資：53,000千円  
佐賀銀行による融資：53,000千円

### 【取組内容】

- 豚肉の加工・販売及びウインナー作り等の体験教室のできる工場の整備を行う。
- 小中学生を中心とした食育教室、工場見学などを実施すると共に、豚肉を活用し、異業種との連携を行う。
- 地元出身の有名シェフを呼んでの食事会や「オクトーバーフェスト」、生ハムパーティーなどのイベントを実施し、他地域からの交流人口の増加に繋げていく。



生ハム製造の体験の様子



ウインナー



ウインナー加工

### 【地域への貢献】

- 雇用の場の創出し、移住定住にも繋がる。
- 新たな特産品の創出に繋がる。
- 食育の推進により、郷土料理等の継承と地産地消に繋がる。
- 交流人口の増加を図ることができる。

# ローカル10,000プロジェクト 都道府県別交付決定事業数（R3年度12月末時点）

	都道府県	団体内訳						件数				
		道①	市町村	合計	採択団体	都道府県	市町村	合計	採択団体			
1	北海道	道①	芦別市	江別市④	三笠市	網走市	石狩市	新冠町	1	25	26	22
		函館市	夕張市	仁木町	根室市	南幌町	中標津町	真狩村				
		足寄町	美唄市②	中川町	上士幌町	中頓別町	帯広市	積丹町				
2	青森県	青森市	中泊町	八戸市	五所川原市	深浦町	六ヶ所村		6	6	6	
3	岩手県	久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市③	軽米町	陸前高田市	花巻市		12	12	7
4	宮城県	気仙沼市	登米市	蔵王町						3	3	3
5	秋田県	県⑩	大館市③	にかほ市	男鹿市	秋田市	羽後町	八郎潟町	10	8	18	7
6	山形県	金山町	最上町②	戸沢村②	尾花沢市②	小国町②	上山市②	南陽市		16	16	11
		大石田町	寒河江市	遊佐町	山形市							
7	福島県	喜多方市②	会津若松市	白河市						4	4	3
8	茨城県	笠間市	桜川市							2	2	2
9	栃木県	県②	茂木町						2	1	3	2
10	群馬県	桐生市	榛東村	下仁田町③						5	5	3
11	埼玉県	東松山市	秩父市②	三芳町	川越市					5	5	4
12	千葉県	大多喜町	御宿町	香取市	市原市②					5	5	4
13	東京都	町田市								1	1	1
14	神奈川県	県①	小田原市③	座間市					1	4	5	3
15	新潟県	三条市	五泉市	津南町	長岡市④	阿賀野市②	佐渡市	見附市		11	11	7
16	富山県	魚津市	南砺市	射水市						3	3	3
17	石川県	輪島市②								2	2	1
18	福井県	県③	鯖江市	敦賀市②	小浜市	坂井市	勝山市	美浜町	3	9	12	8
		若狭町②										
19	山梨県	南アルプス市	北杜市	笛吹市	都留市					4	4	4
20	長野県	県②	上田市	長和町	長野市	下條村	東御市	佐久市④	2	9	11	7
21	岐阜県	県①	山県市③	多治見市②	関市②	白川村	郡上市	下呂市	1	19	20	15
		羽島市	可児市	飛騨市	揖斐川町	各務原市②	本巣市	高山市				
		恵那市										
22	静岡県	静岡市②	浜松市							3	3	2
23	愛知県	岡崎市②	美浜町	大治町	西尾市					5	5	4
24	三重県	鳥羽市	多気町②							3	3	2

	都道府県	団体内訳						件数					
		都道府県	市町村	合計	採択団体	都道府県	市町村	合計	採択団体				
25	滋賀県	県①	米原市	高島市	長浜市③	東近江市②	近江八幡市	彦根市②	1	15	16	12	
		竜王町	栗東市	愛荘町	甲賀市	多賀町							
26	京都府	福知山市③	南丹市	京丹後市⑤	舞鶴市					10	10	4	
27	大阪府	大東市	能勢町							2	2	2	
28	兵庫県	県⑧	豊岡市⑬	養父市⑨	南あわじ市②	たつの市	宍粟市	多可町②	8	49	57	18	
		淡路市②	香美町②	丹波市②	市川町	朝来市④	佐用町	神戸市②					
		加西市	神河町②	新温泉町	丹波篠山市								
29	奈良県	県④	宇陀市②	斑鳩町②	明日香村②	三郷町④	安堵町	天理市②	4	15	19	9	
		御所市	田原本町										
30	和歌山県	県①	有田市	太地町	湯浅町	日高川町				1	4	5	5
31	鳥取県	県①	若桜町	湯梨浜町	境港市	智頭町				1	4	5	5
32	島根県	出雲市②	益田市	江津市	海士町③	奥出雲町②	安来市	飯南町		14	14	9	
		松江市	知夫村②										
33	岡山県	倉敷市④	美作市	新見市②	真庭市	矢掛町	吉備中央町	浅口市		12	12	8	
		高梁市											
34	広島県	神石高原町	呉市②	尾道市	竹原市					5	5	4	
35	山口県	萩市	下関市							2	2	2	
36	徳島県	県⑬	阿南市②	神山町	那賀町	美馬市				13	5	18	5
37	香川県	県①	土庄町	まんのう町	三豊市	高松市				1	4	5	5
38	愛媛県	県①	今治市⑤	宇和島市③	松山市	西条市	新居浜市③			1	13	14	6
39	高知県	県①	高知市							1	1	2	2
40	福岡県	北九州市②	築上町	行橋市	みやま市	糸島市	芦屋町			7	7	6	
41	佐賀県	江北町	佐賀市	鹿島市	太良町					4	4	4	
42	長崎県	壱岐市④	島原市②	対馬市	新上五島町	長崎市②	大村市			11	11	6	
		県④	八代市②	玉名市	上天草市	菊池市	合志市②	相良村	4	13	17	12	
南関町	熊本市	荒尾市	山鹿市	人吉市									
44	大分県	県①	宇佐市							1	1	2	2
45	宮崎県	県⑤	小林市②	宮崎市						5	3	8	3
46	鹿児島県	鹿屋市③	垂水市	湧水町	徳之島町	志布志市③	大崎町	指宿市		13	13	8	
		長島町②											
47	沖縄県	南城市②	那覇市	本部町	うるま市					5	5	4	
計								61	377	438	272		

# ローカル10,000プロジェクトの運用の実例①（公益性評価の実施）

- ローカル10,000プロジェクトの申請にあたって、特定企業支援の場合には特に丁寧な説明が必要となることから、案件組成に要する期間が長期化することが課題。
- 交付金事業の公益性評価のため、有識者等による審査体制を整備している事例もある。

## 兵庫県丹波市

### ○丹波市地域経済循環創造事業審査会設置規程（抄）

（設置）

第1条 丹波市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、当該補助金交付申請の事前審査を行うため、丹波市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第4条に定めるもののほか当該交付金の申請内容等について必要な事項を審査する。

（組織）

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- （1）副市長
- （2）産業経済部長
- （3）事前審査の対象となる事業に関連する事務事業を所管する部長及び課長

2 会長は、副市長をもって充てる。

（会議）

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会議の座長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席をさせ、意見を聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

## 高知県

### ○高知県地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 高知県地域経済循環創造事業費補助金交付要綱の規定に基づき、当該補助事業の適切かつ円滑な執行を図るため、専門的知識を有する者で構成する事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次の事項について専門的な見地から審査し、必要な意見を添えて知事に提出する。

- （1）補助申請案件の適格性
- （2）前号以外で補助事業の審査に関して必要な事項

（構成）

第3条 審査会は、事業採択の申請事業に応じて財務や経営等、各専門分野から事業審査アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）によって構成する。

（アドバイザーの役割）

第4条 アドバイザーは、申請事業の所管課が定める審査要領に基づき申請事業内容を審査し、指導及び助言を行う。

2 アドバイザーは、必要がある場合、前項で審査した事業について聞き取り又は事業実施場所への訪問により、フォローアップのための助言を行う。

（審査会）

第7条 審査会は、事業採択の申請があれば、適宜開催する。

（排斥）

第9条 補助申請案件に直接の利害関係を有するアドバイザーは、当該補助申請案件の審査に加わることができない。

# ローカル10,000プロジェクトの運用の実例②（事業継続性の確保）

- 交付金事業の継続性・モデル性の確保のためには、事業化段階での連携支援体制の充実が不可欠。
- 「創業支援等事業計画」に基づく創業支援等事業者（商工会、中小企業診断士等）や、地域力創造アドバイザー（外部専門家）を活用し、事業化や経営についての助言・支援を行っている事例がある。

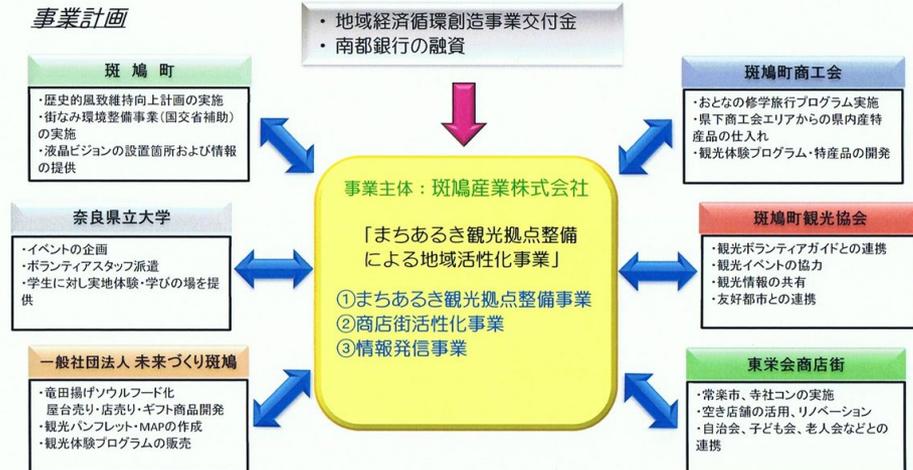
## 奈良県 斑鳩町

（支援体制：創業支援等事業者である町商工会、町観光協会等）

- ・ 商店街や観光協会と連携し、まちあるきの観光拠点を創出
- ・ イベント提携、商品開発等

世界文化遺産「法隆寺」周辺まちあるき観光拠点によるハード・ソフト整備事業  
～通過型観光から滞在型観光へ！滞在時間3倍により経済効果は5倍以上へ～  
地域経済循環創造事業交付金

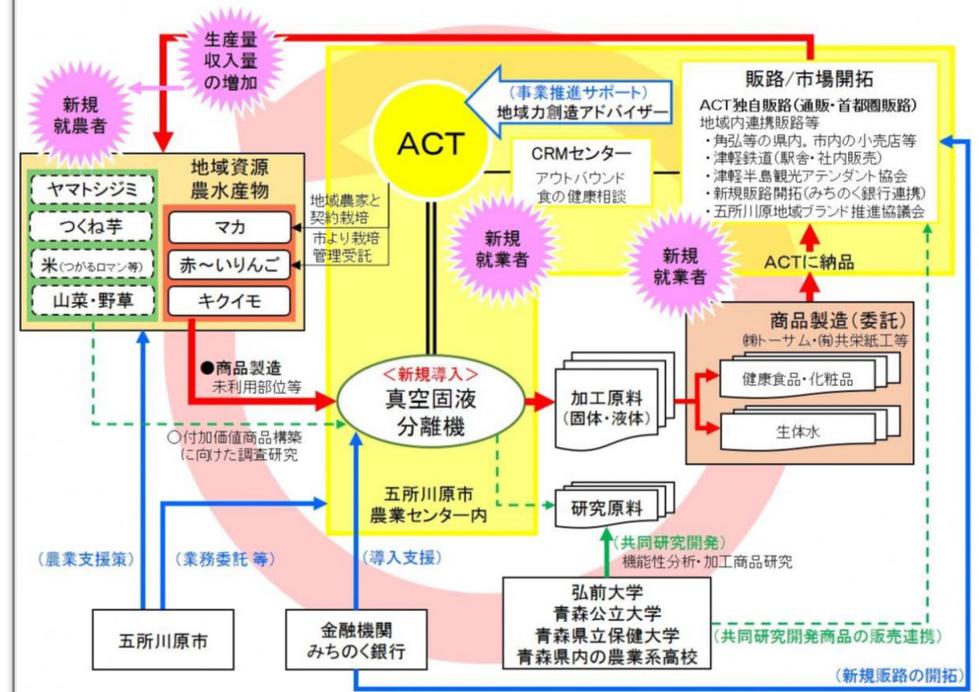
### 事業計画



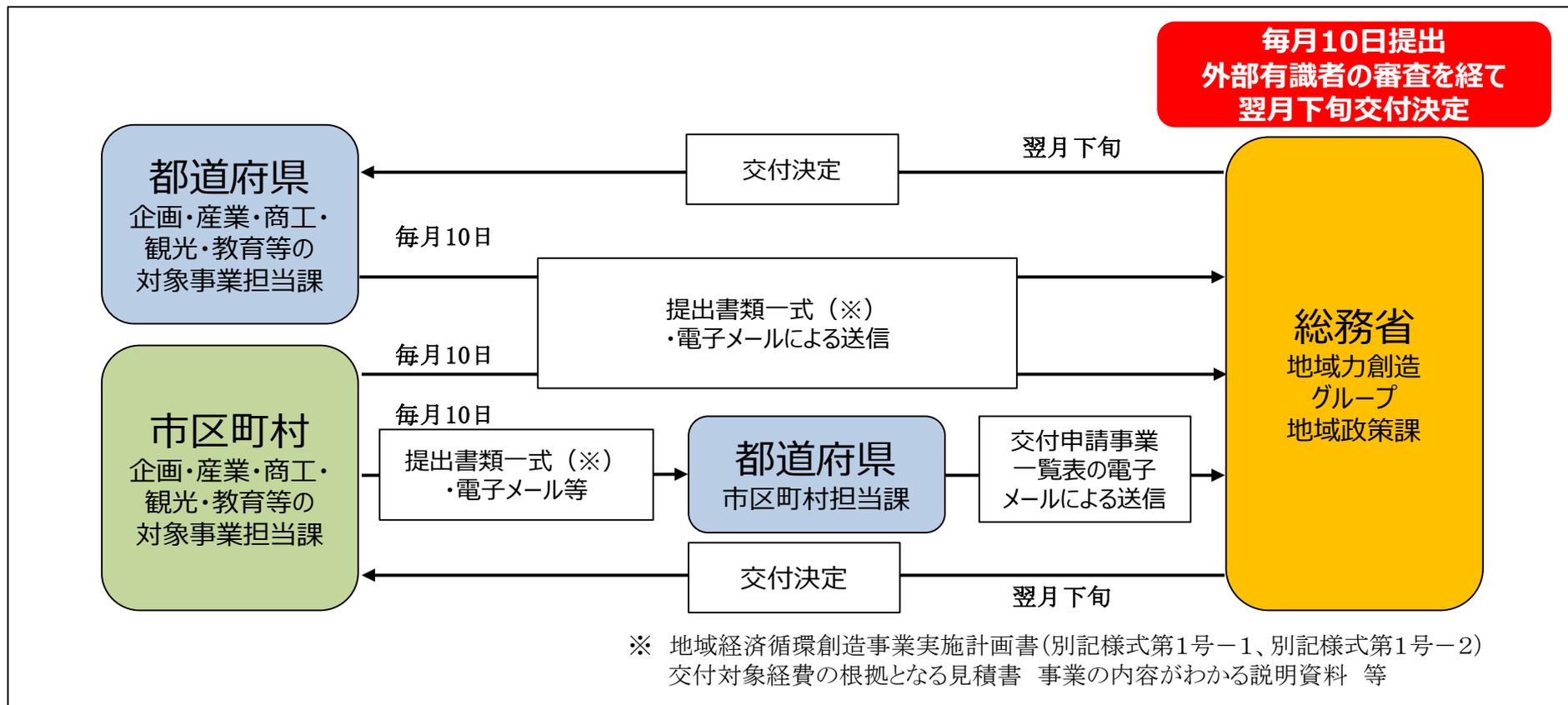
## 青森県 五所川原市

（支援体制：総務省地域力創造アドバイザー等）

- ・ 外部人材を活用し、円滑な事業推進のためのサポート支援
- ・ 製品の共同研究開発等



# 地域経済循環創造交付金（ローカル1000プロジェクト）申請手続きフロー



## <留意事項>

- ・ 市区町村におかれては、毎月10日までに、提出書類一式について、総務省へ電子メールにより送信するとともに、電子メール等にて、都道府県市区町村担当課にも提出すること。
- ・ 都道府県（市区町村担当課）におかれては、毎月10日までに、管内市区町村からの提案事業について、事業内容や交付対象経費等を御確認いただき、交付申請事業一覧表に取りまとめの上、総務省まで電子メール（chisei@soumu.go.jp）にて提出すること。（交付申請事業・団体がいない場合は、提出不要）
- ・ 都道府県（対象事業担当課）におかれては、毎月10日までに、提出書類一式について、総務省へ電子メールにより送信すること。

# 分散型エネルギーインフラプロジェクト

---

# 分散型エネルギーインフラプロジェクト

R4予算額(案)  
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援。

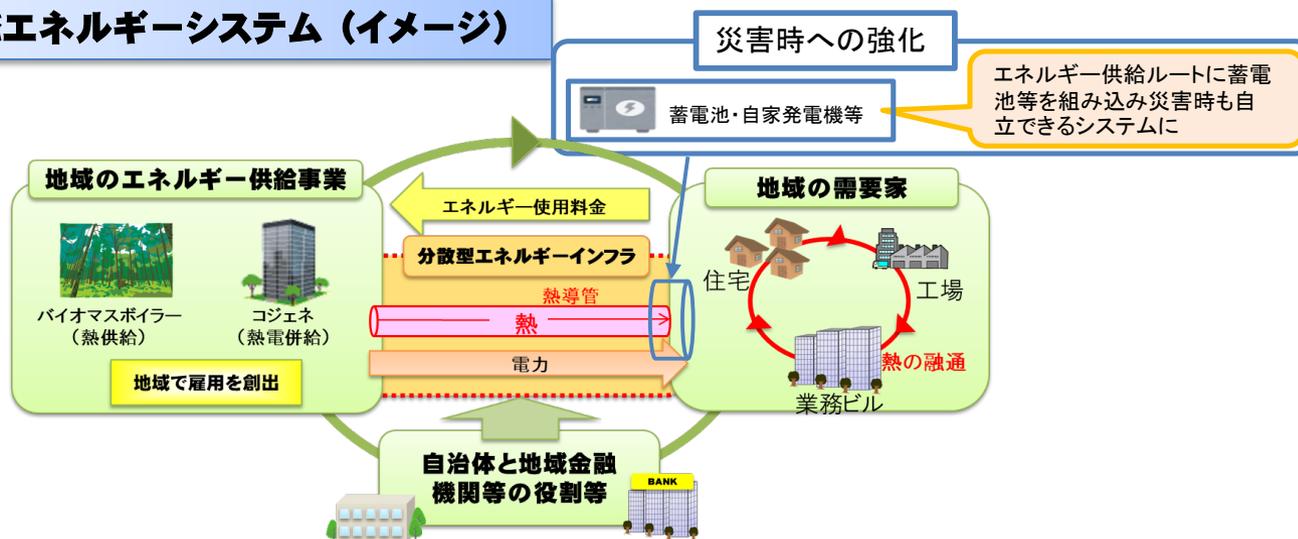
<補助対象> マスタープランの策定経費(上限2,000万円)

<補助率> 策定経費の1/2(財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10)

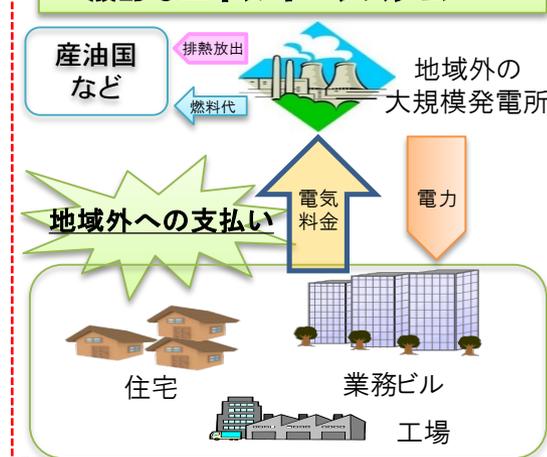
<実績> これまでに58の団体が策定(平成26年度~令和2年度)

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

## 地域エネルギーシステム(イメージ)



## 一般的なエネルギーシステム



# 分散型エネルギーインフラプロジェクト 都道府県別実施団体一覧 (R3年4月時点)

は、事業化している団体(18団体)

	団体数	策定年度別団体名								
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
1	北海道	6	石狩市 下川町	豊富町		弟子屈町	札幌市		士幌町	
2	青森県	1	弘前市							
3	岩手県	3	八幡平市						岩手県	一関市
4	宮城県	0								
5	秋田県	2		大湯村			八郎潟町			
6	山形県	2	山形県	最上町						
7	福島県	2			喜多方市 他12団体		福島県			
8	茨城県	1			つくば市					
9	栃木県	1	栃木県							
10	群馬県	2	中之条町	前橋市						
11	埼玉県	0								
12	千葉県	1						市川市		
13	東京都	0								
14	神奈川県	1						川崎市		
15	新潟県	0								
16	富山県	1								富山市
17	石川県	0								
18	福井県	1								池田町
19	山梨県	2		甲斐市						北杜市
20	長野県	1						中野市		
21	岐阜県	1			八百津町					
22	静岡県	2	富士市					浜松市		
23	愛知県	0								
24	三重県	1		南伊勢町						

	団体数	策定年度別団体名								
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
25	滋賀県	1		湖南市						
26	京都府	1				城陽市				
27	大阪府	1	四條畷市							
28	兵庫県	3	淡路市		神戸市					南あわじ市
29	奈良県	0								
30	和歌山県	0								
31	鳥取県	2	鳥取市	米子市						
32	島根県	0								
33	岡山県	2			津山市		真庭市			
34	広島県	0								
35	山口県	1					宇部市			
36	徳島県	0								
37	香川県	0								
38	愛媛県	0								
39	高知県	0								
40	福岡県	0								
41	佐賀県	0								
42	長崎県	1	対馬市							
43	熊本県	3		南関町	小国町	水俣市				
44	大分県	2				豊後大野市	竹田市			
45	宮崎県	2					川南町			都農町
46	鹿児島県	5	いちき 串木野市		西之表市	長島町	出水市			錦江町
47	沖縄県	3			浦添市		北中城村			糸満市
計 (うち事業化)	58 (18)	14 (8)	14 (6)	11 (3)	4 (1)	3	8	4		

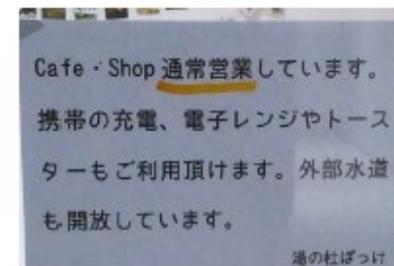
## 災害時の自立エネルギー供給の例 北海道豊富町（27年度策定、29年度事業化） 自噴天然ガス等の地域燃料を活用した自立循環型のまちづくり

### 災害時の対応

- 北海道豊富町では、温泉とともに産出される天然ガス等を活用した自立循環型のまちづくりをめざし、平成27年度にマスタープランを策定し、平成29年度から事業化。
- マスタープランに即して、温泉街の公共施設に停電時にも対応可能な天然ガスコージェネレーションシステムを導入。
- 北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）では、域内唯一の緊急避難所として機能。
- 住民等に対して、トイレ・水道・電気・フリーWi-Fiなどを提供するとともに、ネットラジオの館内放送で防災情報も提供。



停電時の状況



停電時における掲示

### マスタープランの概要

- 温泉街における公共施設・宿泊施設に対して、自噴の天然ガスや畜産系バイオガスを活用した熱電併給システムを構築。
- 併せて、豊富な自噴ガスをエネルギー源として、畜産加工施設を新たに整備。
- 工業団地内へのガス供給は平成28年7月末より開始。主な供給先は（株）豊富牛乳公社

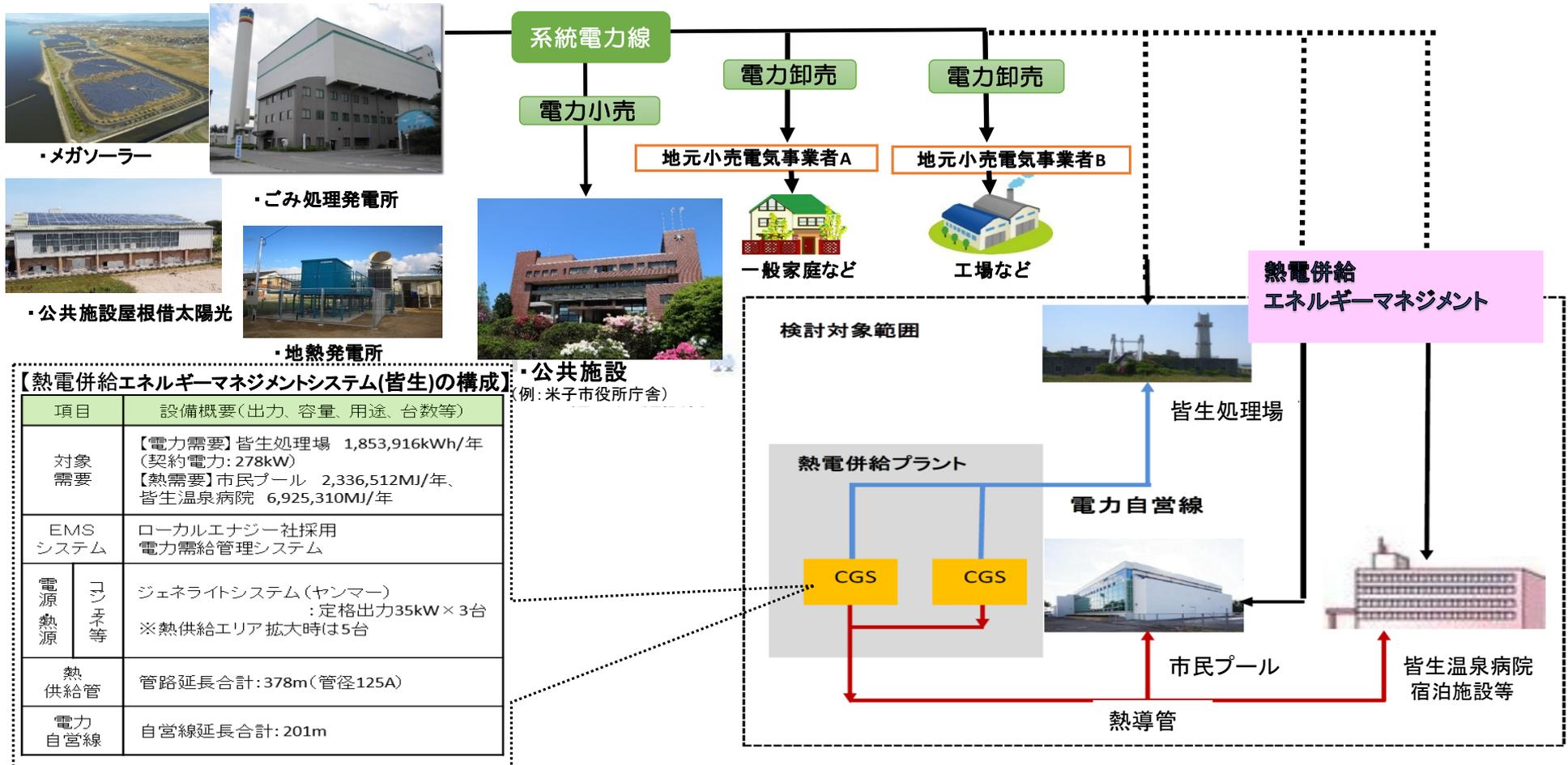
# プロジェクト実施エリア 鳥取県米子市

## ～皆生温泉地区熱電併給エネルギーの地産地消～

平成26年度  
プラン策定

- ガスコジェネによる熱電併給事業及び電力供給事業について計画し、市及び地元企業等が出資し、地域エネルギー会社「ローカルエナジー」を設立(平成27年12月)
- 電力供給事業については、平成28年4月から電力小売を開始し、公共施設で使う電力を供給。その後、一般家庭への電力供給を担う地域PPSに電力を卸売り
- ガスコジェネによる熱電併給事業については、可能性のあるモデルを整理し、熱需要が多いエリアにおける事業実現の可能性を検討し、事業化を計画中

### ローカルエナジー電力小売卸売事業スキーム(平成28年4月～)

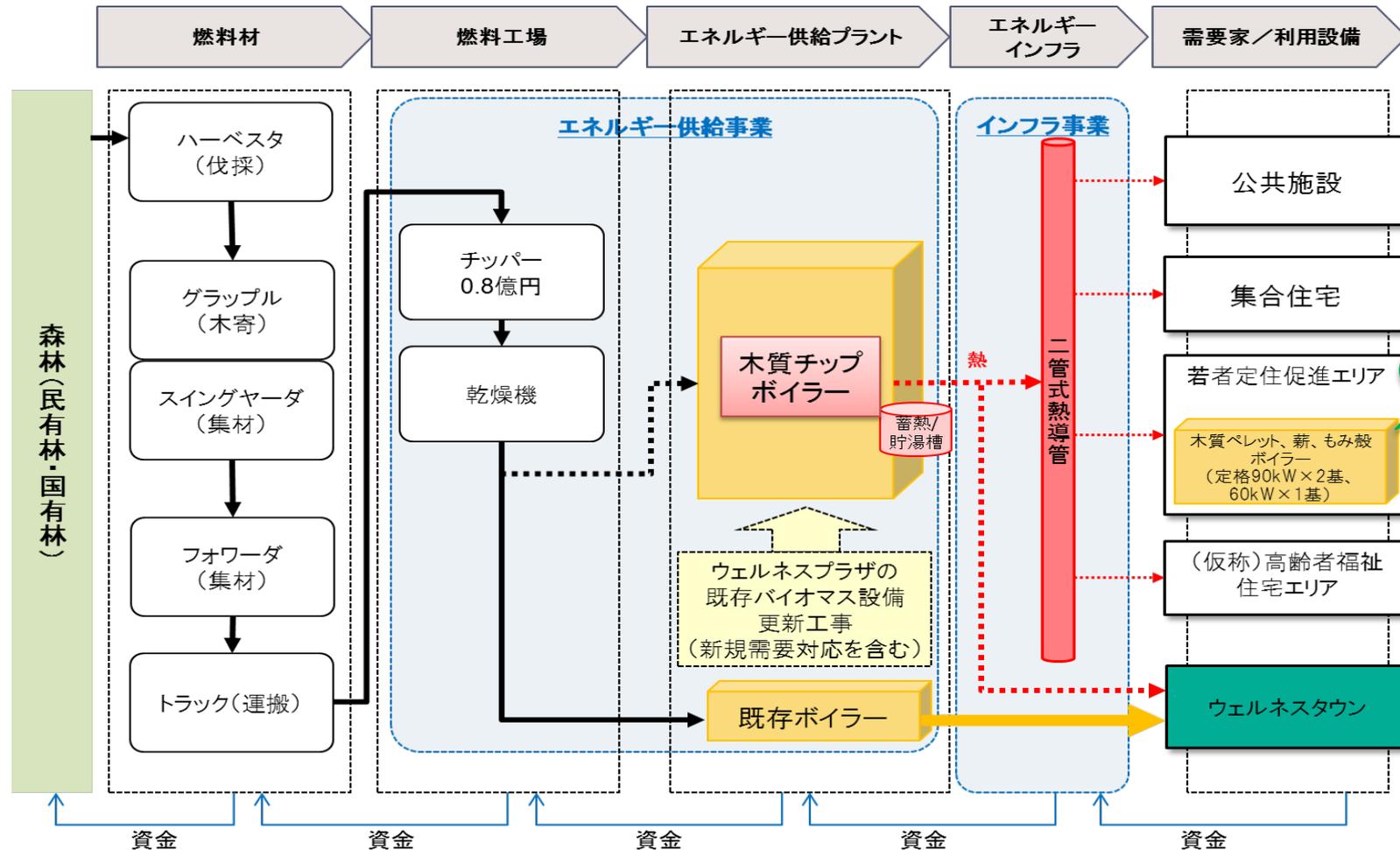


# プロジェクト実施エリア 山形県最上町①

平成27年度

～若者定住環境モデルタウン 木質バイオマスエネルギー地域熱供給システム～ プラン策定

○ 山林における路網整備や民間事業者による木質チップ製造設備への投資による燃料供給体制を確立するとともに、既存ウェルネスプラザ最上の木質バイオマスボイラの更新と熱導管の整備を進め、ウェルネスプラザを含めた市街地への熱供給事業を一体的に推進



プロジェクト実施エリア 山形県最上町② 平成27年度  
 ~若者定住環境モデルタウン 木質バイオマスエネルギー地域熱供給システム~ プラン策定

- 若者定住促進と地方創生の展開。平成27、28年度に整備
- チップ・ペレット・薪の3種類のボイラを並列運転させ23世帯の給湯・暖房の熱供給を行う。(平成29年2月～)
- 環境にやさしい小規模分散型のバイオマスエネルギー供給システムを備えた循環型環境社会の創出



# プロジェクト実施エリア 熊本県南関町

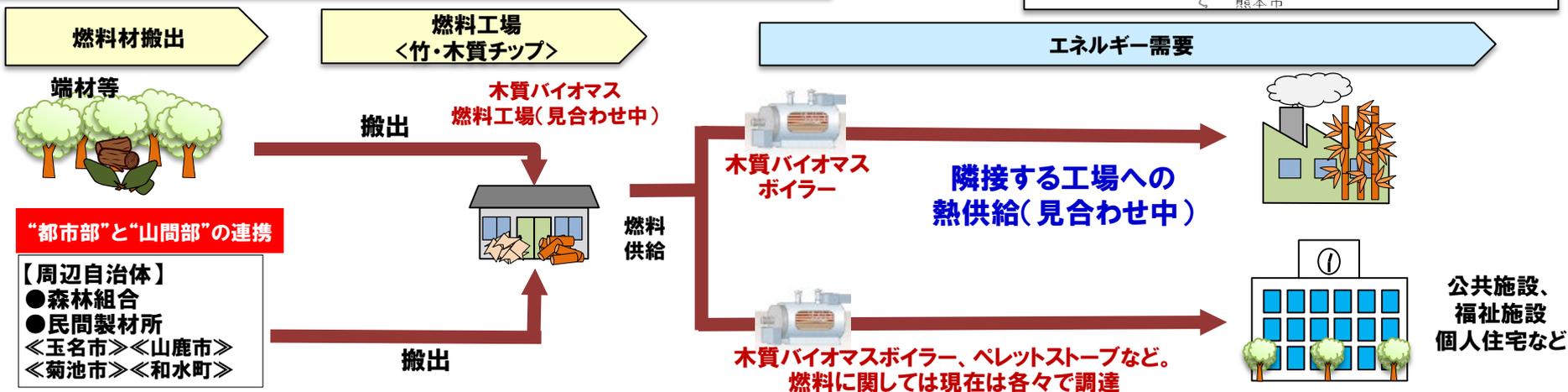
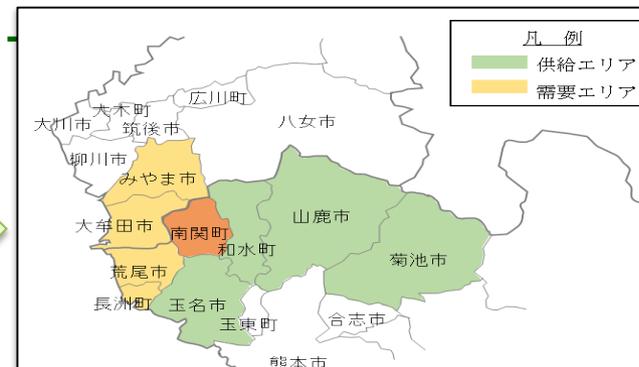
平成27年度  
プラン策定

～山間部と都市部の連携による、木質バイオマスを活用した熱電併給システム～

## 南関町 分散型エネルギーインフラプロジェクト

- 周辺の近隣市町村との地域間連携モデル
- 南関町内の福祉施設(1施設)にペレットストーブを導入。令和3年度より住宅用のペレットストーブ、薪ストーブに機器導入補助を予定。
- 南関町内の民間企業において、周辺市町から搬出された竹・木質を利用し熱供給・電力供給を同企業内設備で実施(見合わせ中)

地域間連携



“都市部”と“山間部”の連携

- 【周辺自治体】
- 森林組合
  - 民間製材所
- ◀玉名市▶ ◀山鹿市▶  
◀菊池市▶ ◀和水町▶

◀事業実施に関連する主な補助金▶  
森林・林業再生基盤づくり交付金、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金、先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業

プロジェクト推進により、南関町を中心とした近隣自治体を含む持続可能な経済効果が実現

- 地域経済好循環の創出、林業やエネルギー関連の雇用創出
- 再生可能エネルギーを利用した熱、電力の安定供給の創出、住民のエネルギーコストの削減
- 排熱を利用した地域の特産物の創出(乾燥野菜、果物など)

地域金融機関の  
大きな融資需要の創出

# 分散型エネルギーインフラプロジェクト 普及推進に向けた取組

- 複数のメリットを享受できる地域における分散型エネルギー事業だが、円滑に事業化を実現するためには自治体を中心となってマスタープランを策定しておくことが効果的。
- 総務省では地産地消のエネルギー事業の導入に取り組まれる自治体職員の皆様が効率よく導入に向けた検討を行えるよう、ハンドブックを作成。→ハンドブックURL [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/bunsan\\_infra.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html)
- 事業の実現に向けて関係省庁が全力で支援→①、②
- 事業化を実現した団体の人材活用策を参考に人材派遣制度を創設→③

## ① 各省補助金とマスタープランの連携強化

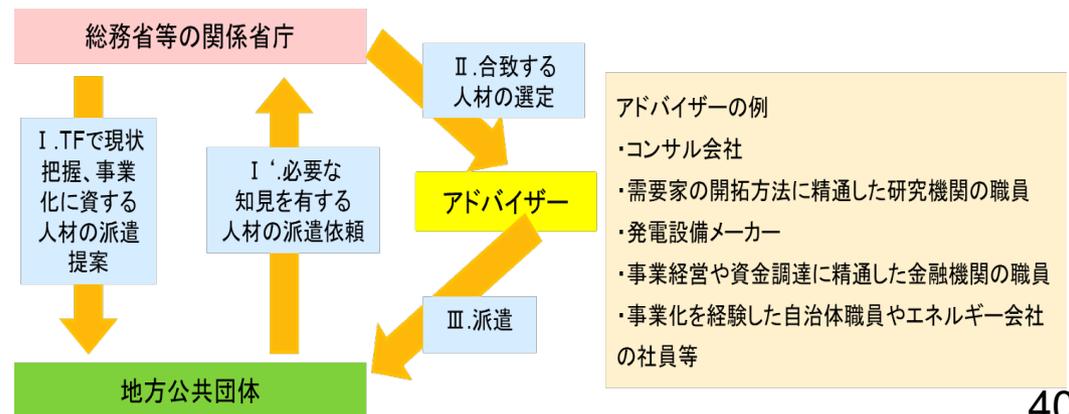
- マスタープラン策定済団体：関係省庁タスクフォース所管補助金で交付審査時の加点による優遇等を実施。
- マスタープラン未策定団体：補助事業が先行している団体については、新たにマスタープラン申請を優先採択。

## ② 事業化に向けた進捗状況の把握、助言機能の強化

- フォローアップ調査の結果について、関係省庁で共有・審議の上、事業化の実現に向け具体的アドバイスを実施。
- さらに、地方公共団体の事業化進捗状況に応じ必要となる専門人材の派遣提案を実施。

## ③ 専門人材の紹介

- 関係省庁と連携し、地方公共団体の事業化進捗状況に応じて必要となる各分野の専門人材を紹介。
- 毎年度のフォローアップ調査を踏まえ、適切と考えられる人材と当該団体とのマッチングを総務省が行う。
- リストは各省庁で共有し活用することで、各省庁事業の結びつきを強め、分散エネの普及を促進。



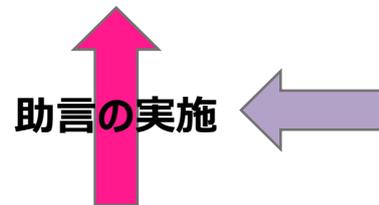
## 概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、今後5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**する仕組みを新たに創設。

## 事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



### 総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助



### 外部専門家のイメージ

(課題)	(外部専門家)
エネルギー事業の運営	⇒ 地域エネルギー会社の社員
再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法	⇒ 学識経験者
事業経営や資金調達	⇒ 金融機関社員
地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート	⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

# 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における 木材の利用の促進に関する法律

---

# 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく地方公共団体の対応促進について

## 1. これまでの経緯

- 1月12日、「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」と「森林を活かす都市の木造化推進協議会」の座談会が開催され、大臣が出席
- 大臣から、「木材利用促進法は大変良い内容のため、総務省から地方公共団体に対して、木材活用を促す通知を発出するよう」指示

## 2. 総務省の対応案

- 地方公共団体に対しては下記の林野庁長官からの通知のみであり、木材利用の促進について十分な要請がなされていない
- 総務省では木材利用を促進するため、以下の地方財政措置が活用可能
  - ・地域活性化事業債
    - 対象事業 : 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備 充当率: 事業費の90%
    - 交付税措置: 元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入
- 都道府県知事に対して、公共建築物における木材利用を促す通知を発出(R4.1)

## 各省における取組状況

省庁	宛先	内容
林野庁	都道府県知事宛	「基本方針の策定」及び「建築木材利用促進協定の運用」について、長官名で通知を発出(R3. 10)
国土交通省	業界団体宛	「建築木材利用促進協定」について、担当室名で事務連絡を発出(R3. 10)
総務省	都道府県知事宛 (財産管理担当課及び市区町村担当課)	公共建築物における木材利用を促す通知を総務大臣名で発出(R4. 1)

## 総務省のこれまでの取組

- 以下の通知を発出し、庁舎等の公共建築物におけるCLTの積極的な活用を依頼
  - ・ 「庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用について」 (H28. 7)
    - ⇒ 「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議」の設置を機に発出
  - ・ 「庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用について」 (H30. 1)
    - ⇒ H30年度のCLT関係予算の計上状況を周知するため発出
- 木材利用促進法に基づく木材利用促進本部  
(本部長：農水大臣)の本部員として総務大臣が参加

# 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO<sub>2</sub>吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

## 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

### 1 題名・総則の改正

#### (1) 題名・目的の改正

(題名、第1条)

- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加

#### (2) 基本理念の新設

(新第3条)

- 木材利用の促進に関する基本理念を新設

#### (3) 林業・木材産業の事業者の努力

(新第6条第2項)

- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定

#### (4) 木材利用促進の日・月間

(新第9条)

- 木材利用促進の日（10月8日）  
木材利用促進月間（10月）を制定

### 3 木材利用促進本部の設置

(新第25条～第30条)

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置  
(本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針策定、木材利用促進に関する施策の実施の推進

### 2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

#### (1) 基本方針等の対象の拡大

(新第10条～第12条)

- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

#### (2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等

(新第13条)

- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等

#### (3) 建築物木材利用促進協定

(新第15条)

- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
- 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援

#### (4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等

(新第16条)

- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等

#### (5) 表彰

(新第31条)

- 国・地方公共団体による表彰

施行期日：令和3年10月1日(附則第1条)

各都道府県知事殿  
(財産管理担当課扱い)  
(市区町村担当課扱い)  
各指定都市の長殿  
(財産管理担当課扱い)

総務大臣  
(公印省略)

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について

各地方公共団体におかれましては、公共建築物における木材利用に努められていることと存じますが、昨年10月1日付で、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加されるとともに、木材利用の促進に関する基本理念が新設されました。

また、木材利用促進の対象を公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、建築物における木材利用を進めるため、国又は地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できる仕組みを設け、国又は地方公共団体は、協定締結事業者等に対して必要な支援を行うこととされました。

さらに、政府における木材利用の推進体制として、農林水産大臣を本部長、総務大臣等の関係大臣を本部長とする木材利用促進本部が設置され、基本方針の策定や木材利用の促進に関する施策の実施を推進することとされました。(別添1)

つきましては、地域の特色を活かし、建築物における木材の利用の取組を効果的に推進するため、庁舎等の公共建築物や民間建築物における木材利用の促進について、積極的に御検討いただくようお願いいたします。

なお、木材利用の促進のため、以下の地方財政措置を活用することが可能となっておりますので、積極的な活用を御検討いただくようお願いいたします。(別添2)

地方債	対象事業	充当率	交付税措置
地域活性化事業債	原則全般的に地域木材を利用した施設の整備	事業費の90%	元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入

また、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、貴職におかれては、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけていただくとともに、協定を締結した事業者等に対する必要な支援をお願いいたします。

加えて、木材利用促進のための協定については、「建築物木材利用促進協定の運用について」（令和3年10月21日 3林政利第110号 林野庁長官通知）において、林野庁長官から都道府県知事に対してその適切かつ円滑な運用が依頼されておりますので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき技術的な助言であることを申し添えます。

総務省地域力創造グループ地域政策課  
茂原、酒川  
連絡先：03-5253-5523

# 公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO<sub>2</sub>吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。耐震性能や耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

## 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

### 1 題名・総則の改正

- (1) **題名・目的の改正**（題名、第1条）
  - 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
  - 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加
- (2) **基本理念の新設**（新第3条）
  - 木材利用の促進に関する基本理念を新設
- (3) **林業・木材産業の事業者の努力**（新第6条第2項）
  - 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切な供給に努める旨を規定
- (4) **木材利用促進の日・月間**（新第9条）
  - 木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）を制定

### 2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

- (1) **基本方針等の対象の拡大**（新第10条～第12条）
  - 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大
- (2) **木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等**（新第13条）
  - 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等
- (3) **建築物木材利用促進協定**（新第15条）
  - 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
  - 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援
- (4) **強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等**（新第16条）
  - 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等
- (5) **表彰**（新第31条）
  - 国・地方公共団体による表彰

### 3 木材利用促進本部の設置

- (新第25条～第30条)
- 木材利用促進本部を農林水産省に設置  
（本部長：農林水産大臣、本部長：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等）
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

## 地域活性化事業債について

**対象事業**：原則全般的に地域木材を利用した施設の整備

**充当率**：事業費の90%

**交付税措置**：元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に参入

### 令和3年度地方債同意等基準運用要綱（抜粋）（令和3年4月1日 総務副大臣通知）

1 地域活性化事業は、地域の活性化のための基盤整備事業（自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業（略））を対象とし、事業内容の例示等は、以下のとおりである。

#### （1）地域経済循環の創造

自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備

ウ 自然再生・地球温暖化対策事業

（オ）原則全般的に地域木材を利用した施設の整備